

8 葬祭費

(問 6－83) 葬祭扶助と「墓地、埋葬等に関する法律」及び「行旅病人及行旅死亡人取扱法」との関係

葬祭を行う扶養義務者のない死者があった場合、生活保護法第18条第2項による葬祭扶助と「墓地、埋葬等に関する法律」及び「行旅病人及行旅死亡人取扱法」との適用関係を示されたい。

1 「墓地、埋葬法に関する法律」

身元判明の自殺者等で、死体の埋葬又は火葬を行う者がいないとき又は判明しない時は、墓地、埋葬等に関する法律」第9条第1項の規定により死亡地の区市町村長がこれを行う義務が課せられており、この場合の費用については、同法第9条第2項の規定により「行旅病人及行旅死亡人取扱法」の規定が準用される。

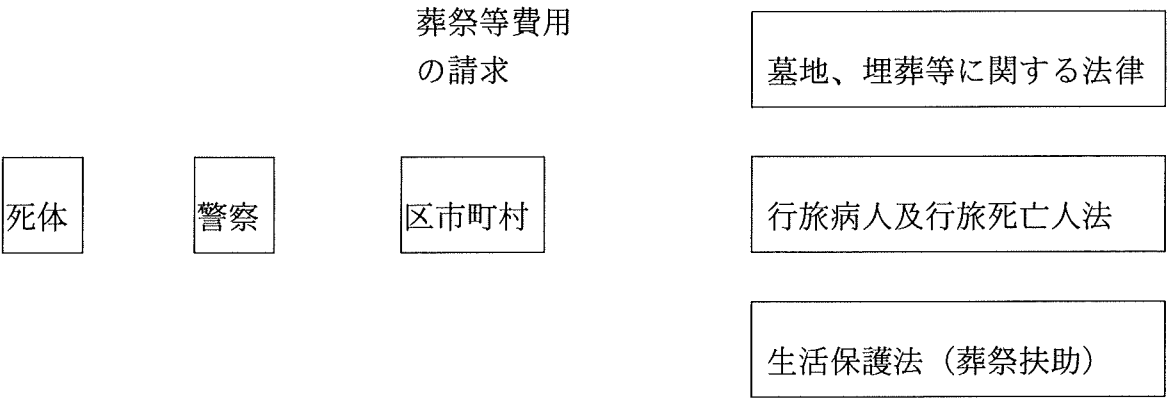
2 「行旅病人及死亡人取扱法」

行旅中又は住所不明で死亡し、葬祭を行うものがないときは、「行旅病人及行旅死亡人取扱法」により、死亡地の区市町村長が葬祭を行うことになる。

3 生活保護法による葬祭扶助

葬祭を行う扶養義務者のない死者が、身元不明であるなしに係わらず、その葬祭を行う者があるときは、その者に対して生活保護法による葬祭扶助を行うことができる。

なお、死者の生前に生活保護法の適用を行った場合には、その者の葬祭についても、葬祭執行を民生委員に依頼する等の措置を講じた上で、生活保護法による葬祭扶助を適用する。



生活保護法第18条第2項と「墓地、埋葬等に関する法律」及び「行旅病人及行旅死亡人取扱法」の適用関係（参考図）

	発見時の状況等		費用弁償の項目	関係法
人	○身元が特定できる可能性なし ・死後数十年経過 ・骨が部分的に発見された		葬祭	墓地埋葬法
			公告（告示）	
骨	○身元が特定できる可能性あり ・死後数年前後 ・衣服等形跡が残っているもの		葬祭・公告（告示）	行旅病人及行旅死亡人取扱法
死 体	行 旅 中 住所・氏名 不詳	葬祭執行者 有	葬祭	生活保護法
			公告（告示）	行旅病人及行旅死亡人取扱法
		葬祭執行者 無	葬祭・公告（告示）	
	そ の 他 住所・氏名 等が明らか	葬祭執行者 有	葬祭	生活保護法
		葬祭執行者 無	葬祭	墓地埋葬法

(問 6－84) 葬祭扶助と死体解剖保存法との関係

死体解剖保存法に基づいて、教育又は研究のために、大学の長に死体を交付したときは、葬祭扶助の適用はどうか。

引取人のない死体については、死体解剖保存法第12条の規定により、その所在地の区市町村長は、医学に関する大学の長から医学の教育又は研究のため交付の要求があったときはこれを交付することができる。

この場合には、死体の運搬、埋葬又は火葬、墓標等の諸費用は同法第21条の規定により学校長が負担することとなっているので、葬祭扶助の必要はないものである。

(問 6－85) 葬祭扶助と実施責任等の取扱い(1) 18条1項適用

A市で居宅保護を受けていた単身者甲が死亡したが、B市に居住する兄乙が葬祭を行うこととなった。

乙から葬祭扶助の申請があった場合、その実施責任及び保護の要否判定はどう取り扱うべきか。

葬祭扶助の申請者乙は甲の絶対的扶養義務者であるため、法第18条第2項の適用はなく、同条第1項の規定が適用される。

したがって、乙の世帯について、通常の保護の要否判定を行った上で葬祭扶助の決定を行うこととなる。

また、この場合の保護の実施責任については、通常の保護の場合と同様に、葬祭を行う者に対する保護の実施機関、つまり乙の居住地であるB市がその実施責任を負うこととなる。

設問の場合のように、死亡した被保護者とその者の葬祭を行う扶養義務者に対する保護の実施機関とが異なる場合が生じるときには、実施機関相互の連携を密にした対応が必要となる。

(問6－86) 葬祭扶助と実施責任等の取扱い(2) 18条2項1号適用

A市で居宅保護を受けていた単身者甲が死亡したが、葬祭を行う扶養義務者がいないため、B市に居住している友人乙が葬祭を行うこととなった。

乙から葬祭扶助の申請があった場合、その実施責任及び保護の要否判定はどう取り扱うべきか。

葬祭扶助の申請者である乙は甲の扶養義務者でないため、設問の場合は、法第18条第2項第1号の規定が適用される。この場合、乙の資力の有無にかかわらず葬祭扶助の決定を行うこととなる。

また、この場合の保護の実施責任は、局長通知第2－10により、死亡した被保護者に対する従前の保護の実施機関、つまりA市がその実施責任を負うこととなる。

これは、法第18条第2項第1号の規定が実費弁償的な性格を有していること、及び、保護金品は葬祭扶助を行う者に対して支給されるものであるが、実質的には死亡した者に効果が帰属することとなることをも考慮し、これまでの保護の実施機関が実施責任を負うこととしているものである。

局長通知第6－9－(2) 参照

(問6－87) 葬祭扶助と実施責任等の取扱い(3) 18条2項2号適用

A市居住の、保護を受けていなかった単身者甲が死亡した。葬祭を行う扶養義務者がいなかったため、B市に居住している知人乙が葬祭を行うこととなった。

乙から葬祭扶助の申請があった場合、その実施責任及び保護の可否判定はどう取り扱うべきか。

甲は生前に保護を受けていなかったこと、及び葬祭扶助の申請者乙は甲の扶養義務者ではないことから、法第18条第2項第2号の規定が適用される。この場合、乙の資力の有無にかかわらず、葬祭扶助の決定を行うこととなる。

また、この場合の保護の実施責任については、死亡した甲の住んでいた場所を所管する保護の実施機関がその実施責任を負うものである。

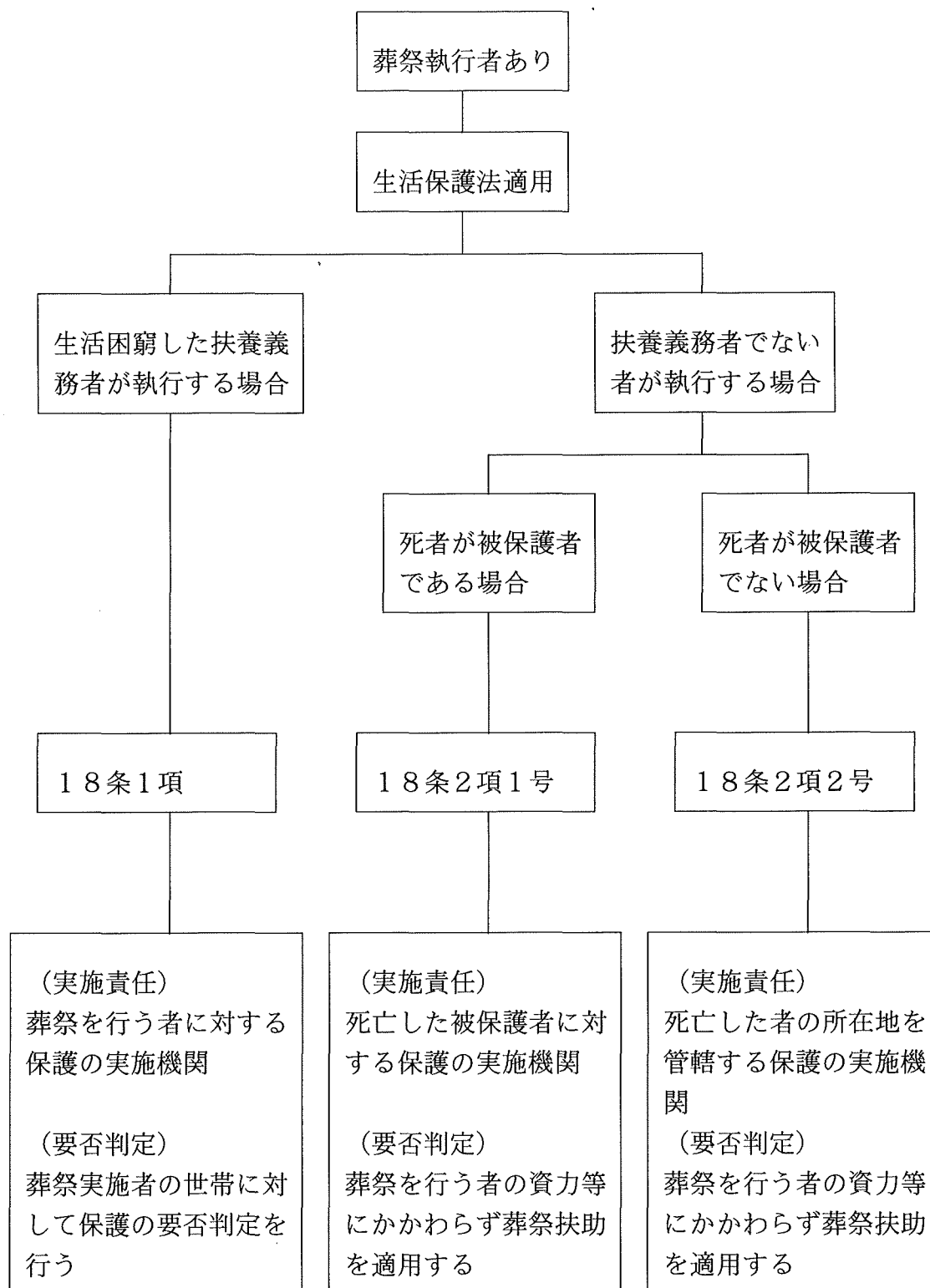
(問6－88) 葬祭扶助と実施責任等の取扱い(4) 18条2項2号適用

特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)の入所者で生前に保護を受けていなかった者が死亡し、施設長等死亡者の扶養義務者以外の者が葬祭を行った場合、その実施責任及び保護の要否判定はどう取扱うべきか。

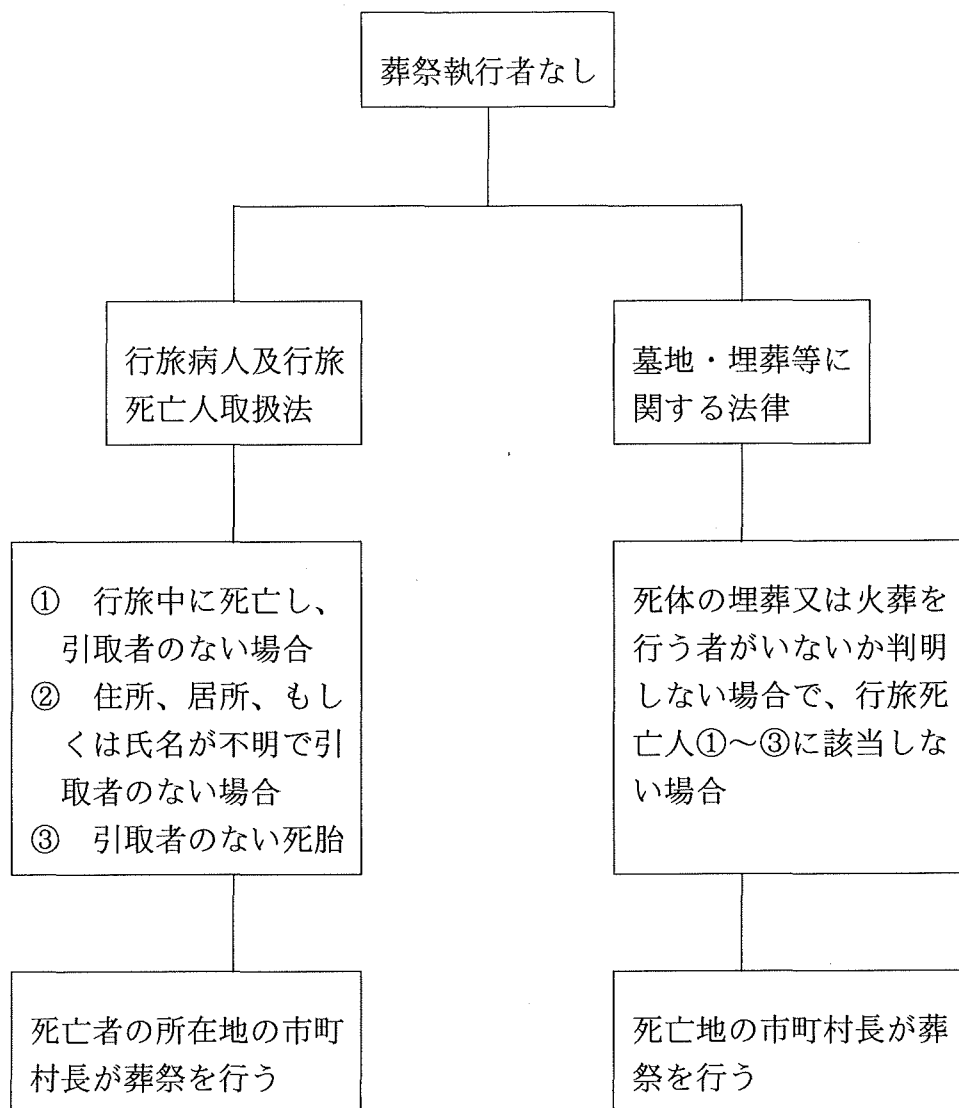
特別養護老人ホームの入所者で生前に保護を受けていなかった者が死亡し、ホームの施設長等死亡者の扶養義務者以外の者が葬祭を行う場合は施設所在地の保護の実施機関がその実施責任を負う。

なお、区市町村が老人福祉法第11条第1項の規定に基づき養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームに入所措置した者については、その者が死亡した場合において、当該入所措置を行なった区市町村が葬祭を行ない、または入所施設に葬祭を委託することができるため、生活保護法の葬祭扶助を適用する必要はないものである(老人福祉法第11条第2項参照)。

遺留金品のない単身者が死亡した場合の生活保護法の取扱い



「行旅病人及行旅死亡人取扱法」「墓地・埋葬等に関する法律」の取扱い



(問6－89) 単身者に対する葬祭扶助の適用

単身の被保護者が死亡し、遺留金品がある場合には、それを葬祭扶助に充当することとなっているが、なお残りがあある場合はどのように処理すべきか。

被保護者が死亡した場合において、その者の葬祭を行う扶養義務者がいないときは、他に葬祭を行う者があれば、その者に対して葬祭扶助を行うことができることとなっている。

(法第18条第2項第1号)

また、上記の規定により葬祭扶助を行う場合、保護の実施機関は、その死者の遺留の金銭及び有価証券を保護費に充て、なお足りないときは、遺留の物品を売却してその代金をこれに充てることができる。(法第76条第1項)

したがって、単身の被保護者が死亡し、遺留金品がある場合の処理は、以下によること。

- 1 戸籍謄本、除籍謄本等により相続人のないこと又はあることが明らかでないことを確認する。
- 2 相続人以外の親族で、本人の葬祭を行う扶養義務者がいないことを明らかにすること。
- 3 上記2点を踏まえ、法第18条第2項第1号に該当する場合として葬祭を行う者に葬祭扶助を決定する。
- 4 葬祭扶助を決定するに際し、遺留金品がある場合は、保護の実施機関は遺留金品を処分し葬祭費に充当する。この場合、物品を売却するときは、競争入札によらなければならない。ただし、有価証券及び見積価格が一定額以下の物品(各自治体の規則等による。)並びに競争入札に付しても落札しなかったものは、随意契約により処分しても差し支えない。

なお、物品について、保護の実施機関の裁量により売却、充当を不相当と認められるときは、以上の取扱によらず処分して差し支えない。

- 5 遺留物品を売却して得られた代金及び遺留金が葬祭扶助基準額に満たないときは、その不足分について葬祭扶助を決定する。
- 6 遺留物品の処分に相当の日時を要するため、保護の実施機関が遺留物品の処分以前に葬祭扶助費を支出した場合であって、その後当該物品を処分して得られた代金及び遺留金の合計額が先に支出した葬祭扶助費に満たないときは、その金額を葬祭扶助費に戻入する。
- 7 上記の場合で、処分して得られた代金及び遺留金の合計額が葬祭扶助費の額を超えるときは、その葬祭扶助費の額に相当する金額に戻入する。(葬祭扶助の決定は、「取消し」となる。)
- 8 戻入した後の残額が相続財産管理人選任の手續に要する費用を超える場合には、福祉事務所長名で家庭裁判所に相続財産管理人選任の申し立てを行ない、管理人が選任されたら速やかに、福祉事務所は保管する遺留金品の引継ぎを行なう。

この手続きは、生活保護上の規定(法施行規則第22条2項)により行なうもので、この場合には、改めて家事審判法7条において準用する非訟事件手続法第16条の規定

により、検察官に対して通知することは要しない。

- 9 残額が少額で、相続財産管理人選任の手續に要する費用に満たない場合は、当分の間、その残金を家財処分に要する費用、通夜の費用、死者の供養を行うための費用等、保護の実施機関が適当と判断する費用として、葬祭実行者（葬祭を業とする者を除く。）に処分させて差し支えない。

この場合、当該残金の清算については、報告書を徴する等事務処理の適正に十分配慮する。

なお、上記の取り扱いは、法第18条第2項第2号の規定による葬祭扶助の場合においても、同様である。

注：行旅死亡人取扱法による葬祭及び老人福祉法の措置による葬祭を行なった後の遺留金品については、所管する実施機関が民法952条に規定する「利害関係人」にあたるか否かの法上の明示がないため、家庭裁判所あての相続財産管理人選任の申し立てによることとせず、上記の非訟事件手続法第16条「官庁・公吏の検察官への通報」の規定により、所轄検察庁の検察官あてに通知することが必要とされるので留意すること。

(問6-90) 遺留金品の処理方法

単身の被保護者が死亡した場合で、葬祭を行った後においても多額の遺留金品があるときの処理方法について示されたい。

生活保護法施行規則第22条2項の規定により、福祉事務所長は家庭裁判所長に相続財産管理人選任の申し立てをする。

申立て費用

1 申立人

相続人がいない被保護者が死亡した場合、保護を行っていた実施機関は利害関係人として相続財産管理人選任の請求をすることができる。この場合、福祉事務所長名により、申立てを行なうことになる。

2 申立先

被相続人の最後の住所地を管轄する家庭裁判所

3 申立てに必要な費用（東京家庭裁判所の場合）

申立書に添付する収入印紙代800円

連絡用切手80円×10枚（平成18年度現在）

官報公告料（計3回）は相続財産の中から弁済するため、申立人が予納する必要なし。

4 申立てに必要な書類

①申立書1通（様式）

所長名（公印押印のこと）で作成し、申立てに至る経緯を簡潔に記載する。利害関係については、根拠法令を明示しておく。

②被相続人及び被相続人の両親の出生から死亡までの継続した戸籍謄本・除籍謄本・改製原戸籍謄本 1通

③被相続人の住民票の除票または除籍の附票 1通

④（相続人全員が相続放棄した場合）相続人全員（被相続人より先に死亡した者の分も含む）の戸籍謄本 各1通

⑤（相続人全員が相続放棄した場合）相続人全員の相続放棄申述受理証明書

⑥利害関係を証する資料

（申立書の「申立ての事情」の欄に経緯と根拠法令の記載があればよい。）

⑦被相続人の身分関係図（被相続人を中心に親族関係と死亡又は相続放棄の日付を記入）

⑧財産目録 1通（ひな形様式あるが、任意の様式でも可）

⑨相続財産の存在を証する書面

ア 不動産・・・不動産登記簿謄本（未登記物件の場合、固定資産評価証明書）

イ 預金・・・残高証明書または通帳のコピー

ウ 株券・・・配当通知書のコピーまたは株券のコピー

エ 保険・・・契約書または保険証券のコピー

5 管理人選任に要する期間

申立ての書類が整っていれば選任の審判は書類審査で行なうため、審問等は特になし。申立書受理から約1か月程度で決定される。（管理人の人選は家庭裁判所が行う。）

6 管理人選任後の手続

管理人が選任されたら、保護を行っていた実施機関（申立てを行なった福祉事務所）は保管する遺留金品を管理人に引継ぎする。

その後、相続財産管理人選任の公告、相続債権者・受遺者に対する請求申出の公告、相続人搜索の公告の計3回の公告を経て、相続人不存在の確定がされた場合は、国庫に引継ぎとなる。各々の公告期間その他をあわせると、最終的に国庫引継ぎに至るまでは、管理人選任請求から約1年6か月程度かかることになる。

※ 相続財産が不動産等の固定資産のみである場合、原則として100万円を裁判所により求められる。これを予納金といい、相続財産の管理費用や相続財産管理人の報酬など、手続きにかかる経費の担保となるものである。相続財産に預貯金等の流動資産が含まれ、相殺されるおそれが無く、相続財産から経費を賄えることが確実な場合は、予納金を求められることはない。経費は事案によって異なるが、通常は計30万円～40万円位が処理のために必要とされる。

参考資料16 「相続財産管理人関係事件における手続きの流れ」参照

(問 6－91) 外国人の遺留金品

外国人の被保護者が死亡した場合も、その遺留金品は葬祭費に充当されるが、充当してなお残余があるときはどうすべきか。

外国人が死亡した場合、相続は本国法に基づいて行われるとされている（法の適用に関する通則法第36条）。

ただし、出入国管理及び難民認定法による難民認定を受けると、本国法が適用されなくなり、居住地である日本の法律が適用される（難民の地位に関する条約第12条）。

よって、認定難民以外の外国人が死亡した場合において、遺留金品を葬祭費用に充当してなお残余があるときは、本国法による相続人に引き渡さなければならない。

本国法による相続人が存在しない場合には、その遺留金品は我が国の民法第951条以下の規定に従い処理することになる。

なお、処理の具体的な手順は問6－90と同じである。

(問 6－92) 手術で切断した手足の火葬料

手術で切断された手足について、病院が葬祭業者に焼却を依頼するため、数万円の費用請求がある。葬祭扶助の適用はできるか。

生体から分離された肢体の一部の処理費用については、その処理方法も含めて、現行法上特別の規定はない。埋葬の義務はなく、一般の社会通念に反しないように処理することになっている。従って、手術に伴う処置は、医療機関の責任になり、一方保険点数上その費用についての規定はないので、診療報酬により請求することはできない。現行での対応は、医療機関の責任において処理すべき事項であり、患者が埋葬等を希望し、自己負担を了解している場合を除き、患者が費用負担をする必要はない。

現実には、患者が自己負担を求められる場合が多いが、葬祭扶助は死亡に際して支給するものであり、支給できない。生活扶助の一時扶助についても、現在のところは該当する項目がないため、本人が埋葬等を希望した場合は本人負担となる。